

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本方針

手話が言語であることの認識の下、手話やろう者への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会を実現するため、以下の施策を推進します。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第7条第2項第1号）

（1）施策の推進方針

市は、市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していくことが必要です。

市では、これまで宍粟ろうあ協会、手話サークル等によって手話の普及に努めてきました。今後、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話とふれあい、学べる環境づくりを行います。

（2）推進施策

手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、市の広報媒体やリーフレット、懸垂幕等により啓発を行います。

市民が手話に親しむことができるよう、教育委員会や関係機関と連携し、手話に関する教室等を開催し、手話を学べる環境づくりを進めます。

手話やろう者への理解及び手話の普及を深めるため、市職員に対して手話教室等を実施します。

市内の企業等事業所に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。

手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策について、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。

また、市民等を対象とした手話教室等に、ろう者の講師を派遣する体制をつくりま

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（手話条例第7条第2項第2号）

（1）施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。（障害者差別解消法、合理的配慮の提供）

市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提

供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。

また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行います。

ろう者の社会参加などあらゆる場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

災害時の要配慮者でろう者への支援の方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。

ICT(情報通信技術)を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究を行います。

市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。

3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項 (手話条例第7条第2項第3号)

(1) 施策の推進方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために手話通訳者の役割は重要です。

手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活を支援しています。

市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の確保及び養成を進めます。

(2) 推進施策

設置通訳者¹は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。

ろう者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。

手話通訳者の養成、確保のため、必要な講座を開催します。

その他、宍粟市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。

4 市長が必要と認める事項(手話条例第7条第2項第4号)

前各号に定める施策以外に、手話やろう者への理解を推進するため、市長は必要な施策

を講じるものとしてします。

5 その他の事項

宍粟市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

¹ 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者